

平成27年5月14日

各 位

会社名 株式会社 ハチバン  
代表者名 代表取締役社長 後藤克治  
(JASDAQ・コード9950)  
問合せ先 取締役執行役員管理部長 酒井守一  
(TEL 076-292-0888)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月18日開催予定の当社第45期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、非業務執行取締役、社外監査役以外の監査役に対して、会社に対する損害賠償責任の一部を免除する契約を締結することが可能となったことにより、これら非業務執行取締役等による業務執行に関するモニタリングが十分に機能されるように、現行定款第26条第2項（取締役の責任免除）及び同第33条第2項（監査役の責任免除）の規定を変更し、それに伴う語句の修正を含むものであります。なお、現行定款第26条第2項の変更については、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月18日
定款変更の効力発生日	平成27年6月18日

以 上

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 食品製造加工および販売     &lt;新設&gt;</p> <p>2 飲食店の経営</p> <p>3 飲食店フランチャイズ・チェーン事業</p> <p>4 什器備品の販売     &lt;新設&gt;</p> <p>5 飲食店の運営委託業務</p> <p>6 損害保険代理業</p> <p>7 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</p> <p>8 生命保険代理業</p> <p>9 宅地建物取引業法に基づく業務</p> <p>10 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 食品製造加工および販売</p> <p><u>2 食料品および調味料の輸出入および販売</u></p> <p><u>3 飲食店の経営</u></p> <p><u>4 飲食店フランチャイズ・チェーン事業</u></p> <p><u>5 店舗設備、什器備品の販売</u></p> <p><u>6 食品製造機械、厨房設備機器、什器備品、および日用雑貨品の輸出入および販売</u></p> <p><u>7 飲食店の運営委託業務</u></p> <p><u>8 損害保険代理業</u></p> <p><u>9 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業</u></p> <p><u>10 生命保険代理業</u></p> <p><u>11 宅地建物取引業法に基づく業務</u></p> <p><u>12 前各号に付帯する一切の業務</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 <u>426</u> 条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法 423 条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 当社は、会社法第 <u>427</u> 条第1項の規定により、<u>業務執行取締役等以外の取締役との間で、当該業務執行取締役等以外の取締役の会社法第 423 条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第33条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 <u>427</u> 条第1項の規定により、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第33条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2 当社は、会社法第 <u>427</u> 条第1項の規定により、<u>監査役との間で、当該監査役の会社法第 423 条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>

以上